なごやかハウス野跡　3階一般浴循環濾過設備更新工事仕様書

工事名称　　なごやかハウス野跡　3階一般浴循環濾過設備更新工事

工事場所　　名古屋市港区野跡五丁目2番3号　3階一般浴　循環濾過機械室

工事概要　　本工事は、社会福祉法人なごや福祉施設協会の「なごやかハウス野跡」3階一般浴の循環濾過設備において、現在の宇部興産㈱製　一番風呂(オゾン殺菌方式)の機器を撤去し、塩素自動注入方式を備えた全自動砂式循環濾過装置に変更するものとする。
尚、更新後の機器接続のための配管及び既設機器撤去処分工事費も含むものとする。

工事期間　　契約締結日～2019年11月30日とする。

総則

・本工事は建築基準法、労働基準法、本特記仕様書設計図面及びその他関係法令による他施設担当者の指示に従い、誠実に施工すること。
・発生した廃棄物は、全て法令に基づき、適正に処分すること。
・契約に関する細目は「民間連合協定工事請負契約約款」に準拠する。

質疑

・この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と請負者が協議の上決定する。
・設計図書に質疑・不明点が生じた場合は、施設職員と協議し、指示を受けること。
・本仕様書・設計図書に明記がなくても、外観、構造及び技術上、当然必要と認められる工事は請負金額の範囲内において施設担当者の指示に従い施工すること。
・軽微な変更については、施設職員の指示に従い施工すること。
本項及び前項による場合の請負金額の変更は原則として行わない。

打合せ及び記録

・請負者は施設職員が指示した事項、または施設職員と協議した事項について記録し、施設職員に提出すること。但し軽微な事項については、施設職員の承諾を受けて省略可とする。

工事詳細仕様

・本工事の入札及び施工に際し、現況の調査を行い、把握したうえで対応すること。
・本設計図書は工事の概要を示すものであるから、請負者は着工前に充分な理解と検討の上速やかに工程表を提出し、施設職員の承諾を得るものとする。
・更新機器は「工事概要」に記載されているものとし、配布された図面を参考とすること。
・電気工事を行う場合は、メーカーの仕様による他、電気設備技術基準及び内線規定に準拠すること。なお遮断機には負荷設備の名称を記すこと。
・施工にあたっては工程表を作成し、当日の作業内容を施設担当者に明示すること。
また、変更がある場合は、その都度報告すること。
・なごやかハウス野跡　3階循環濾過機室は極めて狭小であり、作業しにくい場所であるが柔軟に対応すること。
・工事区域を汚損しないよう、適切に養生を行うこと。汚損した場合は、請負者の責任において復旧すること。
・1日の作業時間は基本9時～17時とすること。但し延長の必要が生じた場合はその都度協議を行うものとする。
・工事に必要な資材は〇〇に置くこととする。その際は、該当階は認知症の方が入所している階であることを考慮し、充分な養生及び安全配慮を行うこと。
また、1日の工事終了後、現場付近に残す資材は最小限とし、できる限り1階へ降ろすこと。
(資材置場は契約締結後、協議により決める予定。)
・既設機器は全て撤去し、法令に基づいた適正な処分を行うこと。
・当施設において入浴は欠かすことのできない事業であり、工事期間中全日に渡り入浴を中止することは難しい。よって工事中は循環システムを使用せず入浴事業ができるよう配慮すること。
尚既設機器撤去、新設機器配管接続及び試運転時等どうしても浴室の使用を控える必要がある場合は、あらかじめその予定日を提示し、入浴事業の円滑な遂行に協力すること。
また、作業がやむを得ず平日日中以外の日(土日祝日)になる場合は対応すること。
・工事の完成後は、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
設置工事後、全ての機器において動作確認テストを行い、動作可能な状態で引き渡すこと。
・引き渡しの際は、試運転用及び初回運用用の液体次亜塩素20kg入り1箱を提供すること。
・既設機器撤去品の搬出、新設機器及び配管等の使用資材の搬入の際、施設内廊下及びエレベーター等を使用する場合は充分な安全配慮を行う事とする。

導入する機器リスト

・ 下記機器内容及び別添内訳明細書及び図面11枚に基づくものとする。
但し、同等の能力が発揮できるものであれば、他メーカーの機器でも差し支えない。

種類	型式	能力
濾過タンク	KSO-DS-600G-H	FRP製、砂式、濾過能力12㎥/時間
ポンプモーター	50FQ62.2B	
ヘアキャッチャー	MCS-1450F	
ポンプ注入式塩素供給機	PTS-50-DCLPW-30-ATCF-HWJ	
濾過装置制御盤		

工事完了後の提出書類

・ 工事完了後は下記書類を提出すること。
①工事完了通知書
②引き渡し目録
付属品リスト、予備品リスト、保守工事連絡先、取扱説明書、保証書
③産業廃棄物管理票(マニュフェストA票・E票)及びマニュフェスト総括表
④竣工図
⑤工事写真(着工前、施工中、完成後)一連の流れが分かるよう整理したもの
⑥各種試験成績表及び試験中の写真
⑦施工計画書

完成検査・引き渡し

・ 工事完了通知書の提出後、施設職員の確認及び検査を受け、合格したものを引き渡す。
・ 検査の結果不備があった場合は、期日内に手直しを行い、再検査に合格することを要する。
・ 工事目的物は引き渡しが完了するまで責任をもって管理しなければならない。引き渡し前の損傷損害については、請負者の負担とする。
・ 完成検査後、請負者は施設職員に対して、適正な運転・管理が行えるよう、取り扱いの説明・指導を行うこと。

その他

・ 工事における現場代理人及び主任技術者は、名札を常時着用する。
・ 作業中は、労働安全衛生規則に基づき、安全管理を充分に行う。
・ 工事期間中、入居者の所有物、施設設備に損傷・汚損を与えぬよう、充分な養生を行うこと。万が一損傷・汚損を与えた場合は、請負人の負担にて復旧・補償を行う。
・ 大型車輌による資材搬入を行う際は、施設職員との事前協議を行い、予定日時を明示する。
・ 騒音・振動の発生する工事を行う際は、できるだけ軽減に工夫し、施設職員と充分な協議を行い安全対策を施すこと。
・ 工事期間中、近隣の交通障害を起こさないよう配慮すること。また万が一公道・近隣建物に損害を与えた場合は、請負者の責任にて応急手当、復旧工事を行うこと。
・ 作業員が施設駐車場を使用するに当たっては、予め割り当てられた台数を上限とし、駐車位置については施設職員と協議すること。路上駐車による近隣への迷惑行為は行わない。